主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は、違憲をいうが、その実質は、単なる訴訟手続違背の主張に帰し、すべて 「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」(昭和廿五年五月 四日法律一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令 の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致で、主文のとお り判決する。

## 最高裁判所第一小法廷

輔	悠	藤	斎	裁判長裁判官
毅		野	真	裁判官
郎	Ξ	松	岩	裁判官
郎	俊	江	λ	裁判官